

議案第30号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月4日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、通知カードの再交付に係る手数料を廃止するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の2の項を削り、同表6の3の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」の次に「（平成26年総務省令第85号）」を加え、同項を同表6の2の項とし、同表53の項中

「

広告板の面積5平方メートル までごとにつき	3,220円
--------------------------	--------

」を

「

広告板の面積5平方メートル までごとにつき	3,220円
プロジェクションマッピング の面積1,000平方メートル以 内のもので5平方メートルま でごとにつき	3,220円
プロジェクションマッピング	644,000円

の面積1,000平方メートルを
 超えるもの1件につき

」に改め、同表124の8

の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める。

別表第2備考第1項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「しない場合」の次に
 「又は共用廊下等の部分を除く場合」を加える。

別表第3建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく
 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項中

「

ア	性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円
イ	仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円
ア 住宅部分	(ア) 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円

(イ) 仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000円

」を

「

ア 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円	
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円	
イ モデル住宅法（省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円	
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円	
ウ 仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この表において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円	
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円	
ア 住宅部	(ア) 性能基準（省令第1条第1項第2	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円

分

<p>号イ(1) (i) 若しくは (ii) 及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合</p>	<p>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>116,000円</p>
	<p>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>196,000円</p>
	<p>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</p>	<p>281,000円</p>
<p>(イ) フロア入力法 (省令第1条第1項第2号イ(2) (ii) 及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合</p>	<p>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>33,100円</p>
	<p>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>58,000円</p>
	<p>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>104,000円</p>
<p>(ウ) 仕様基準による場合</p>	<p>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>33,100円</p>
	<p>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>58,000円</p>
	<p>当該部分の床面積の合計が</p>	<p>104,000円</p>

		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のも の	
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のも の	157,000円

」に改

め、同表備考中第8項を第14項とし、同項の前に次の2項を加える。

12 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の1の建築物の申請の場合の事務手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

13 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の1の建築物の申請の場合の事務手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

別表第3備考第7項中「認定申請手数料等」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同項を同表備考第11項とし、同表備考第6項中「認定申請手数料等」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同項を同表備考第10項とし、同表備考第5項中「認定申請手数料等」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同項を同表備考第9項とし、同項の前に次の2項を加える。

7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更におい

て、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項の規定により算出した額とする。

別表第3備考中第4項を第6項とし、第1項から第3項までを2項ずつ繰り下げ、同表備考に第1項及び第2項として次の2項を加える。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の事務手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項1の規定により算出した額とする。
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の事務手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項1の規定により算出した額とする。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の6の2の項を削り、同表6の3の項を同表6の2の項とする改正規定、
別表第2の改正規定及び別表第3の改正規定 公布の日

(2) 別表第 1 の53の項の改正規定 令和 2 年 7 月 1 日

(3) 別表第 1 の124の 8 の項の改正規定 令和 2 年 9 月 1 日